

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンク湘南（以下「法人」という。）の役員に対する報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員は原則無報酬とする。但し、法人職員または業務委託として勤務する者には給与および業務委託費としての支給を行えるものとする。

(費用)

第3条 役員が法人業務遂行に必要な費用を支出した場合には、これの請求があった日から遅延なく支払うものとする。

(報酬等の支払い方法)

第4条 給与および業務委託費、その他法人業務遂行に必要な費用の支払いは、現金にて手渡し及び本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込むものとする。

(その他)

第5条 その他必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が決定する。

附則

この規程は、令和6年6月14日から施行する。